

進学したいけどお金のことが心配な

高校生のみなさんへ



## 学びたい気持ちを応援します

経済的に困難な学生等を支援する  
制度についてチェックしよう



注目！

[対象] 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生等

授業料・入学金の  
免除/減額



給付型奨学金の  
支 給



申請期間

2022年4月下旬～

① 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校

ポイントは次頁へ▶▶



独立行政法人  
日本学生支援機構  
Japan Student Services Organization

くわしくは  
LINE公式アカウントへ  
「高等教育の修学支援」



文部科学省

高校生のみなさん！

授業料等の免除・減額と給付型奨学金による

# 新しい修学支援制度について知っておこう！

高校卒業後の進路を考えるとき、お金のことが気になる…話しにくいけど、大切なことです。  
お金の心配をせずに進学できるよう、父母等と一緒に調べてみましょう！

Point  
①

## 対象になる学校は？

一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生等が支援を受けられます。

進学を希望している学校が制度の対象になっているか、文部科学省のホームページで、調べてみましょう。



Point  
②

## どんな人が対象になるの？

要件を満たす人全員が支援を受けられます。高等学校や大学等ごとの人数制限（推薦枠）はありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲がある学生等であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯年収は、家族構成等により異なります。

進学後にしっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

（！）この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページ、学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

Point  
③

## 給付型奨学金の支給額は？

住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合は、下記の額が支給されます。

（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point⑤へ）

### 給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円(33,300円)	66,700円
	私立	38,300円(42,500円)	75,800円
高等専門学校（4年・5年）	国公立	17,500円(25,800円)	34,200円
	私立	26,700円(35,000円)	43,300円



（！）生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

## Point 4

### 授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、別途、進学先の大学等に申込むことで、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point⑤へ）

#### 免除・減額の年額

（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円

（！）「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後3ヶ月以内に申請して支援対象となった学生等です。  
夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。



## Point 5

### 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

#### 例

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、  
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

進学資金  
シミュレーター



支援の区分は 世帯構成や年収 などで異なります	上限額		自分が支援の 対象になるか 調べてみよう。
	給付型奨学金 約91万円	授業料减免 約70万円	
	上限額の2/3 約61万円	約47万円	
	上限額の1/3 約30万円	約23万円	
年収の目安 →	～270万円 住民税非課税世帯 <第Ⅰ区分>	～300万円 <第Ⅱ区分>	～380万円 <第Ⅲ区分>

（！）毎年6月に更新される所得（住民税）情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、  
進学後（秋以降）に申し込んで支援対象となる可能性があります。

## 主なスケジュール

2023年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

事前に	準備	本人	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳しい内容や自分が対象になりそうかを確認してみよう。「対象かも」と思ったら学校から申込書類をもらいましょう。
2022年 4月～	給付型奨学金 申込み	本人	インターネットで申し込み、学校に必要書類を提出しましょう。また、マイナンバー（本人分・父母等分）をJASSOに提出します。
10月頃	通知	JASSO	支援の対象になったら通知が届きます。（予約採用の候補者決定通知）JASSOから給付型奨学金の支援対象として認められた人は、進学後に別途申し込みことで、大学等の授業料・入学金の支援も受けられます。
2023年 4月	進学届 减免申込み	本人	支援の対象になる学校に入学したら、インターネットで進学届を提出します。授業料・入学金の减免は、進学先の学校へ申込みします。
	支援の 開始	学校 JASSO	奨学金の最初の振込は4月または5月です。授業料や入学金も减免されます。

（！）申込期間は学校により異なります。給付型奨学金（予約採用）の申込期間は高校に、授業料・入学金の减免の申込期間は進学先の学校に、それぞれ確認してください。

## Q & A

**Q** 支援を受けられるかどうかは、誰の収入で決まるのですか。

A. 原則、本人と父母（父母がない場合は、代わって生計を維持している者）の収入や資産を確認して、支援対象かどうか決まります。

**Q** 給付型奨学金とあわせて、貸与型奨学金を借りることはできますか。

A. 新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金をセットで受けることで今までより支援が充実していますので、第一種奨学金(無利子)は、新制度の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。  
第二種奨学金(有利子)は、希望する額を利用できます（新制度を受ける場合の制限はありません）。

**Q** 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 奨学金の申込みには本人と父母（父母がない場合は、代わって生計を維持している者）のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は、別の提出書類を用意する必要がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される説明資料を確認してください。

## information

**i** くわしい情報はこちら

まずは、LINE公式アカウント  
「高等教育の修学支援」にご登録ください。



<https://bit.ly/3iX9v2u>



奨学金に関するより詳しい情報は、  
こちらからもご覧いただけます。



「給付奨学金」  
日本学生支援機構 奨学金ホームページ  
[https://www.jasso.go.jp/  
shogakukin/about/kyufu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html)

**i** 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金に関する一般的なお問い合わせの相談  
窓口です。

日本学生支援機構 奨学金相談センター  
電話：0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）  
月曜日～金曜日 9時～20時（土日祝日、年末年始を除く）  
※ 運送料がかかります。  
・お電話の前に、まずは、LINE公式アカウント  
「高等教育の修学支援」にご登録ください。

奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。

- ・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。
- ・マイナンバー提出については、「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」（学校から配付される申込書類に記載しています）に相談してください。